小田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例施行規則の一部改正の概要

1 改正の背景

放課後児童健全育成事業(以下「放課後児童クラブ」という。)の設備及び運営の基準について、 小田原市では、小田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び同 条例施行規則で定めており、放課後児童クラブのスタッフについては、条例で放課後児童支援員の 配置を義務づけています。

放課後児童支援員とは、保育士や社会福祉士の資格を有する者など一定の要件を満たした者で、 都道府県知事等が行う研修を修了した者となりますが、経過措置により、令和3年3月31日まで に研修を修了することを予定している者についても、放課後児童支援員とみなすことが可能でした。 本市内における放課後児童クラブ事業所の人員体制を考慮すると、更なる体制強化が必要な状況 が認められるため、経過措置の期間を3年間延長するものです。

2 改正の内容

放課後児童支援員のみなし規定の経過措置の延長

改正前 ⇒ 令和3年3月31日まで

改正後 ⇒ 令和6年3月31日まで

3 施行予定日

令和3年3月下旬